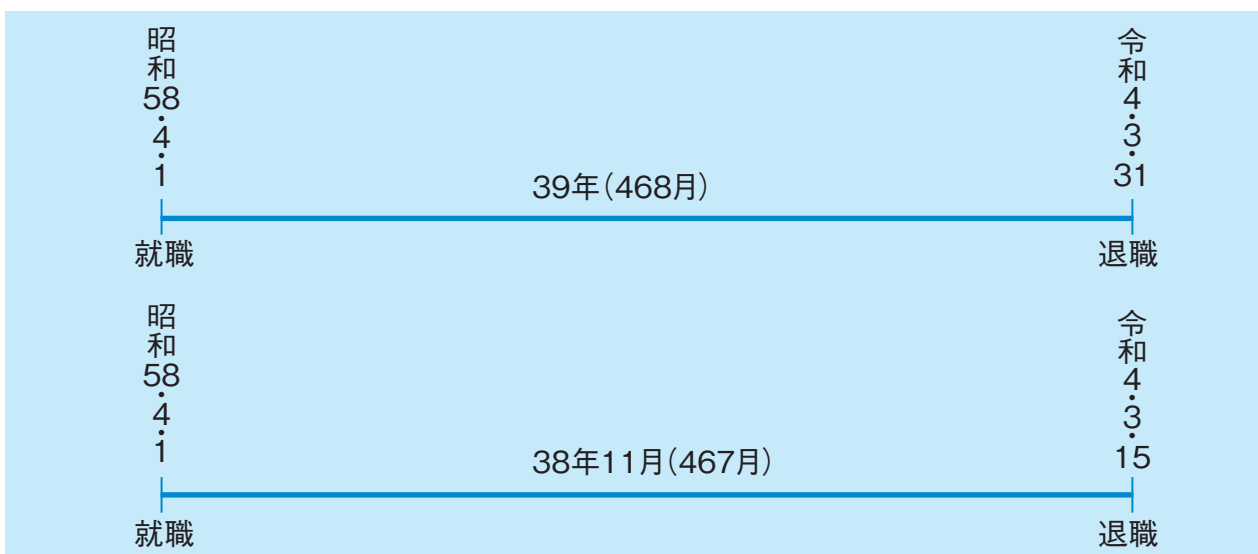


## 1 厚生年金の計算の基礎

厚生年金の額は、原則として「厚生年金被保険者期間（国家公務員共済組合の組合員期間は「第2号厚生年金被保険者期間」となります。）の月数」と「平均標準報酬月額と平均標準報酬額」をもとに計算します。

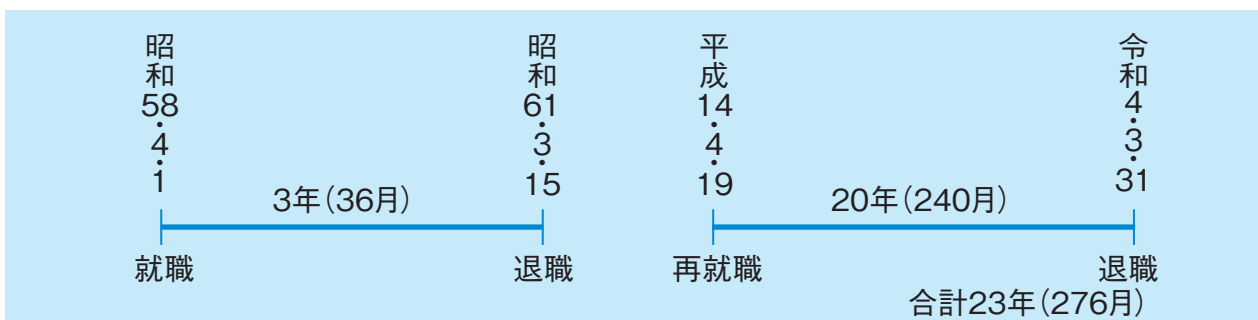
### 第2号厚生年金被保険者期間の計算

第2号厚生年金被保険者期間は、公務員等として「就職した月」から「退職した月の前月（月の末日に退職したときはその月）」までの期間の月数によって計算します。



(注) 第2号厚生年金被保険者期間より前の第3号厚生年金被保険者(地方公務員)であった期間についても第2号厚生年金被保険者期間とみなされます。(第2号と第3号の厚生年金被保険者期間は相互に通算されることになっています。)

ただし、昭和61年3月31日までの第2号厚生年金被保険者期間の計算は、「就職した月」から「退職した月」までの期間の月数によって計算します。



## 平均標準報酬月額と平均標準報酬額

厚生年金の額の計算については、次に掲げる「平均標準報酬月額」と「平均標準報酬額」を基礎として計算します。

### (1) 平均標準報酬月額（平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間が対象）

平均標準報酬月額は、基本的には次の計算式のとおり、年金額の計算の基礎となる平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間にかかる「各月の標準報酬月額の総額（\*）」をその期間の月数で割ったものです。

$$\text{平均標準報酬月額} = \frac{\text{平成15年3月以前の各月の標準報酬月額の総額（*）}}{\text{平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間の月数}}$$

（\*） 各月の標準報酬月額については、次頁の再評価率を乗じた後の額に置き換えて計算します。

【再評価率】

再評価率とは、年金額計算の基礎となる平均標準報酬月額を求める際、第2号厚生年金被保険者期間の各月の標準報酬月額の価値を見直すための率です。

再評価率表（令和3年度）

生年月日 期間の区分	S5.4.1	S5.4.2	S6.4.2	S7.4.2	S8.4.2	S10.4.2	S11.4.2	S12.4.2	S13.4.2
	以前生	～ S6.4.1	～ S7.4.1	～ S8.4.1	～ S10.4.1	～ S11.4.1	～ S12.4.1	～ S13.4.1	以後生
昭和62.3以前	1.222	1.232	1.259	1.265	1.265	1.271	1.281	1.292	1.293
62.4～63.3	1.190	1.203	1.228	1.234	1.234	1.239	1.247	1.258	1.259
63.4～平成元.11	1.161	1.172	1.198	1.204	1.204	1.209	1.218	1.227	1.228
元.12～3.3	1.091	1.101	1.126	1.131	1.131	1.136	1.144	1.153	1.154
3.4～4.3	1.040	1.052	1.075	1.080	1.080	1.084	1.092	1.100	1.101
4.4～5.3	1.011	1.021	1.042	1.048	1.048	1.053	1.062	1.070	1.071
5.4～6.3	0.991	1.001	1.022	1.028	1.028	1.032	1.039	1.047	1.048
6.4～7.3	0.983	0.983	1.003	1.008	1.008	1.012	1.019	1.028	1.028
7.4～8.3	0.982	0.982	0.982	0.987	0.987	0.991	0.998	1.006	1.007
8.4～9.3	0.978	0.978	0.978	0.974	0.974	0.978	0.986	0.994	0.995
9.4～10.3	0.958	0.958	0.958	0.958	0.961	0.965	0.972	0.981	0.982
10.4～11.3	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.956	0.961	0.969	0.970
11.4～12.3	0.955	0.955	0.955	0.955	0.955	0.955	0.960	0.968	0.969
12.4～13.3	0.960	0.960	0.960	0.960	0.960	0.960	0.960	0.968	0.969
13.4～14.3	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.967	0.968
14.4～15.3	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.976	0.974
15.4～16.3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.977
16.4～17.3	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.978
17.4～18.3	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.980
18.4～19.3	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.982	0.980
19.4～20.3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.977
20.4～21.3	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.963	0.961
21.4～22.3	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.975	0.973
22.4～23.3	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.981	0.978
23.4～24.3	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.981
24.4～25.3	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.984	0.982
25.4～26.3	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986	0.986	0.984
26.4～27.3	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.956
27.4～28.3	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.953	0.951
28.4～29.3	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.956	0.954
29.4～30.3	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.952	0.950
30.4～31.3	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.943	0.941
31.4～令和2.3	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.936
2.4～3.3	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.936
3.4～4.3	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.938	0.936

## (2) 平均標準報酬額（平成 15 年 4 月以降の第 2 号厚生年金被保険者期間が対象）

平均標準報酬額は、年金額の計算の基礎となる平成 15 年 4 月以降の第 2 号厚生年金被保険者期間にかかる「各月の標準報酬月額総額（\*）」と「標準賞与額総額（☆）」の合計額を、その第 2 号厚生年金被保険者期間の月数で割ったものです。

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{平成15年4月以降の各月の標準報酬月額総額（*）} + \text{標準賞与額総額（☆）}}{\text{平成15年4月以降の第2号厚生年金被保険者期間の月数}}$$

### （\*）各月の標準報酬月額総額の求め方

「各月の標準報酬月額総額」は、平成 15 年 4 月以降の各月の標準報酬月額（それぞれ各月に応じた再評価率（110 頁をご覧ください。）を乗じたもの）の総額となります。

### （☆）標準賞与額総額の求め方

「標準賞与額総額」は、平成 15 年 4 月以降の標準賞与額（注）に再評価率（110 頁をご覧ください。）を乗じた額の総額となります。

（注）標準賞与額は、ボーナス等の支払いのつど決定され、その額に 1,000 円未満の端数が生じたときはそれを切り捨て、その額が 150 万円を超えるときは 150 万円となります。

## 標準報酬月額表

標準報酬等級					標準報酬月額	給与月額 (本俸と諸手当の合計額)
S61.4～ H1.12	H2.1～ H6.11	H6.12～ H12.9	H12.10～ H28.9	H28.10～		
第1級					68,000円	70,000円未満
第2級					72,000円	70,000円以上 74,000円未満
第3級					76,000円	74,000円以上 78,000円未満
第4級	第1級				80,000円	78,000円以上 83,000円未満
第5級	第2級				86,000円	83,000円以上 89,000円未満
第6級	第3級	第1級			92,000円	89,000円以上 95,000円未満
第7級	第4級	第2級	第1級	第1級	98,000円	95,000円以上101,000円未満
第8級	第5級	第3級	第2級	第2級	104,000円	101,000円以上107,000円未満
第9級	第6級	第4級	第3級	第3級	110,000円	107,000円以上114,000円未満
第10級	第7級	第5級	第4級	第4級	118,000円	114,000円以上122,000円未満
第11級	第8級	第6級	第5級	第5級	126,000円	122,000円以上130,000円未満
第12級	第9級	第7級	第6級	第6級	134,000円	130,000円以上138,000円未満
第13級	第10級	第8級	第7級	第7級	142,000円	138,000円以上146,000円未満
第14級	第11級	第9級	第8級	第8級	150,000円	146,000円以上155,000円未満
第15級	第12級	第10級	第9級	第9級	160,000円	155,000円以上165,000円未満
第16級	第13級	第11級	第10級	第10級	170,000円	165,000円以上175,000円未満
第17級	第14級	第12級	第11級	第11級	180,000円	175,000円以上185,000円未満
第18級	第15級	第13級	第12級	第12級	190,000円	185,000円以上195,000円未満
第19級	第16級	第14級	第13級	第13級	200,000円	195,000円以上210,000円未満
第20級	第17級	第15級	第14級	第14級	220,000円	210,000円以上230,000円未満
第21級	第18級	第16級	第15級	第15級	240,000円	230,000円以上250,000円未満
第22級	第19級	第17級	第16級	第16級	260,000円	250,000円以上270,000円未満
第23級	第20級	第18級	第17級	第17級	280,000円	270,000円以上290,000円未満
第24級	第21級	第19級	第18級	第18級	300,000円	290,000円以上310,000円未満
第25級	第22級	第20級	第19級	第19級	320,000円	310,000円以上330,000円未満
第26級	第23級	第21級	第20級	第20級	340,000円	330,000円以上350,000円未満
第27級	第24級	第22級	第21級	第21級	360,000円	350,000円以上370,000円未満
第28級	第25級	第23級	第22級	第22級	380,000円	370,000円以上395,000円未満
第29級	第26級	第24級	第23級	第23級	410,000円	395,000円以上425,000円未満
第30級	第27級	第25級	第24級	第24級	440,000円	425,000円以上455,000円未満
第31級	第28級	第26級	第25級	第25級	470,000円	455,000円以上485,000円未満
	第29級	第27級	第26級	第26級	500,000円	485,000円以上515,000円未満
	第30級	第28級	第27級	第27級	530,000円	515,000円以上545,000円未満
		第29級	第28級	第28級	560,000円	545,000円以上575,000円未満
		第30級	第29級	第29級	590,000円	575,000円以上605,000円未満
			第30級	第30級	620,000円	605,000円以上635,000円未満
				第31級	650,000円	635,000円以上

※退職等年金給付については、平成28年10月以降も本頁の標準報酬等級等を用いますが、令和4年10月からは標準報酬等級の第1級が88,000円に変更されることとなっています。

※平成28年10月以降厚生年金に使用する標準報酬月額表は以下のとおりです。

標準報酬月額等級		標準報酬月額	報酬月額
H28.10～R2.8	R2.9～		
第1級	第1級	88,000円	93,000円未満
第2級	第2級	98,000円	93,000円以上101,000円未満
第3級	第3級	104,000円	101,000円以上107,000円未満
第4級	第4級	110,000円	107,000円以上114,000円未満
第5級	第5級	118,000円	114,000円以上122,000円未満
第6級	第6級	126,000円	122,000円以上130,000円未満
第7級	第7級	134,000円	130,000円以上138,000円未満
第8級	第8級	142,000円	138,000円以上146,000円未満
第9級	第9級	150,000円	146,000円以上155,000円未満
第10級	第10級	160,000円	155,000円以上165,000円未満
第11級	第11級	170,000円	165,000円以上175,000円未満
第12級	第12級	180,000円	175,000円以上185,000円未満
第13級	第13級	190,000円	185,000円以上195,000円未満
第14級	第14級	200,000円	195,000円以上210,000円未満
第15級	第15級	220,000円	210,000円以上230,000円未満
第16級	第16級	240,000円	230,000円以上250,000円未満
第17級	第17級	260,000円	250,000円以上270,000円未満
第18級	第18級	280,000円	270,000円以上290,000円未満
第19級	第19級	300,000円	290,000円以上310,000円未満
第20級	第20級	320,000円	310,000円以上330,000円未満
第21級	第21級	340,000円	330,000円以上350,000円未満
第22級	第22級	360,000円	350,000円以上370,000円未満
第23級	第23級	380,000円	370,000円以上395,000円未満
第24級	第24級	410,000円	395,000円以上425,000円未満
第25級	第25級	440,000円	425,000円以上455,000円未満
第26級	第26級	470,000円	455,000円以上485,000円未満
第27級	第27級	500,000円	485,000円以上515,000円未満
第28級	第28級	530,000円	515,000円以上545,000円未満
第29級	第29級	560,000円	545,000円以上575,000円未満
第30級	第30級	590,000円	575,000円以上605,000円未満
第31級	第31級	620,000円	605,000円以上635,000円未満
	第32級	650,000円	635,000円以上

その他



## 2

## 過去に受けた退職一時金の返還

過去に退職一時金の支給を受けた方が、その後、老齢厚生年金や障害厚生年金を受けることになったときは、原則としてその退職一時金として受けた額に利子を加えて返還していただくことになっています。これは、退職一時金の支給を受けた方の遺族の方が、遺族厚生年金を受けることになったときも同様です。

退職一時金の制度は、昭和54年12月31日までであった制度ですが、原則として組合員期間が20年未満の方が退職したときに支給されていました。

また、退職一時金制度では、退職した時期などにより、大きく分けて2通りの受給方法がありました。①1つは、将来年金を受けないことを前提として、退職一時金の全額の支給を受けると、②もう1つは、将来年金を受けることを希望して、そのための財源を差し引いた残りの額のみを支給を受ける場合です。

## ●返還額

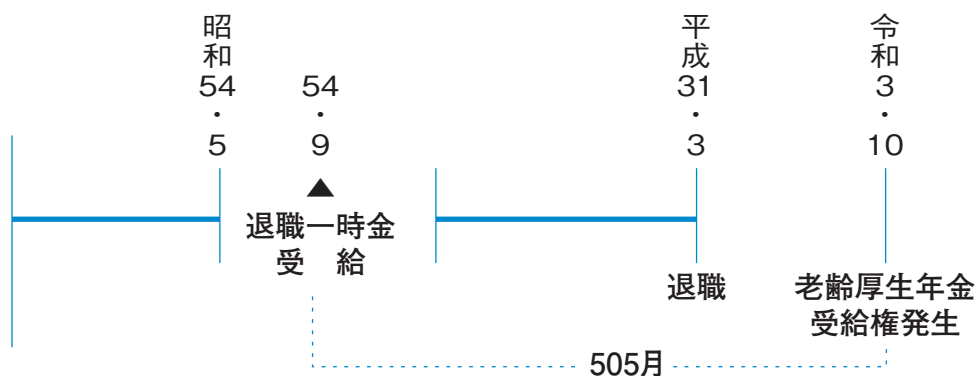
返還する額は、実際に支給を受けた退職一時金の額に、退職一時金を受けた月の翌月から老齢厚生年金などの年金の受給権を取得した月までの期間の利子を加えた額となります。

また、この場合の利子は、それぞれの期間に応じた利率に基づく複利計算により求めることになっています。(利率は下表のとおり)

期間	利率 (%)
平成13年3月以前	5.5
13年4月から平成17年3月まで	4.0
17年4月から 18年3月まで	1.6
18年4月から 19年3月まで	2.3
19年4月から 20年3月まで	2.6
20年4月から 21年3月まで	3.0
21年4月から 22年3月まで	3.2
22年4月から 23年3月まで	1.8
23年4月から 24年3月まで	1.9
24年4月から 25年3月まで	2.0
25年4月から 26年3月まで	2.2
26年4月から 27年3月まで	2.6
27年4月から 28年3月まで	1.7
28年4月から 29年3月まで	2.0
29年4月から 30年3月まで	2.4
30年4月から 31年3月まで	2.8
31年4月から 令和2年3月まで	3.1
令和2年4月から 3年3月まで	1.7
3年4月から 4年3月まで	1.7

[計算例]

○昭和 54 年 5 月に公務員を退職し、同年 9 月に退職一時金を受けた方が、再び公務員となり、令和 3 年 10 月に老齢厚生年金の受給権が発生した場合。



退職一時金の額……55,000 円

利子相当額………240,830 円

返還額合計………55,000 + 240,830 = 295,830 円 (注)

(注) 295,830 円 = 55,000 × 3.1617526 (昭和54 年10 月～平成13 年3 月までの258 月の複利率)

× 1.1698586 (平成13 年4 月～ 17 年3 月までの 48 月の複利率)  
 × 1.016 ( 17 年4 月～ 18 年3 月までの 12 月の複利率)  
 × 1.023 ( 18 年4 月～ 19 年3 月までの 12 月の複利率)  
 × 1.026 ( 19 年4 月～ 20 年3 月までの 12 月の複利率)  
 × 1.030 ( 20 年4 月～ 21 年3 月までの 12 月の複利率)  
 × 1.032 ( 21 年4 月～ 22 年3 月までの 12 月の複利率)  
 × 1.018 ( 22 年4 月～ 23 年3 月までの 12 月の複利率)  
 × 1.019 ( 23 年4 月～ 24 年3 月までの 12 月の複利率)  
 × 1.020 ( 24 年4 月～ 25 年3 月までの 12 月の複利率)  
 × 1.022 ( 25 年4 月～ 26 年3 月までの 12 月の複利率)  
 × 1.026 ( 26 年4 月～ 27 年3 月までの 12 月の複利率)  
 × 1.017 ( 27 年4 月～ 28 年3 月までの 12 月の複利率)  
 × 1.020 ( 28 年4 月～ 29 年3 月までの 12 月の複利率)  
 × 1.024 ( 29 年4 月～ 30 年3 月までの 12 月の複利率)  
 × 1.028 ( 30 年4 月～ 31 年3 月までの 12 月の複利率)  
 × 1.031 ( 31 年4 月～令和 2 年3 月までの 12 月の複利率)  
 × 1.017 (令和 2 年4 月～ 3 年3 月までの 12 月の複利率)  
 × 1.0098818 ( 3 年4 月～ 3 年10 月までの 7 月の複利率)

505月

●返還方法

返還方法は2通りあります。1つは、年金の定期支給期(98頁をご覧ください。)ごとに、その支給額の2分の1を返還に充てていく方法で、もう1つは、年金が受けられるようになってから1年以内に現金で返還する方法です。



### ●返還が不要な場合

退職一時金の全額の支給を受けている場合（将来の年金を受けるための財源を残していない場合）に限っては、その退職一時金の基礎となった組合員期間（第2号厚生年金被保険者期間）と、それ以外の第2号厚生年金被保険者期間とを合計しても20年未満の場合には、退職一時金の基礎となった期間は、年金額の計算の基礎となる第2号厚生年金被保険者期間としては算入されないことになっていますので、その期間に基づいて受けた退職一時金については返還する必要はありません。

## 3 年金担保融資

年金を受ける権利（受給権）は、担保としたり、他人に譲り渡したりすることは法律で禁止されていますが、例外として「日本政策金融公庫」（沖縄在住者の方に限っては「沖縄振興開発金融公庫」）から、年金の受給権（注1）を担保にして融資を受けることができます。これを「恩給・年金担保融資」といいます。

融資額は、下表のと通りの相当額（注2）の範囲内で、250万円が限度（資金のお使いみちが生活資金の場合は、100万円）になっています。

融資を受けるときは、最寄りの日本政策金融公庫等から、「支給状態証明書」用紙の交付を受け、これに年金証書記号番号等を記入のうえ返信用封筒（切手を貼付）を同封し連合会に提出し、年金支給額等の証明を受けて日本政策金融公庫等へ申請の手続きを行ってください。

詳細については、最寄りの日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫にお尋ねください。

（注1） 退職等年金給付と一部の経過的職域加算額は対象外のため除かれます。

（注2） 担保とする年金の年額による上限は、令和3年1月から令和4年1月まで毎年0.2年分ずつ段階的に引き下げを実施します。

令和3年	1.2年分	令和4年	1.0年分
------	-------	------	-------

※令和2年の法改正により、令和4年3月で新規の申込受けを終了することが決定しました。

## 4 申出による年金の支給停止制度

年金受給者の方からの申出により年金の支給を全額停止することができる制度です。また、この申出による支給停止は、将来に向かって撤回することができます。



メモ欄